

聴覚障がいのある子どもの理解：補助資料①

☆障がいの程度の種類と気付きのポイント

「就学事務の手引き」*¹には、聴覚障がいの聞こえの程度に分かりやすく記述してありますので、まとめてみました。実際に在籍する児童生徒をイメージしながら、読んでみましょう。



◆平均聴力レベル25～40 dB の聴覚障がいは、話声語を4～5 m、ささやき語を50 cm以内で聞き取ることができます。

【子どもの様子及び教育的対応例】

- 一対一の会話場面での支障は少ないですが、日常生活面では聞き返しが多くなります。
- 学校などの集団の中では周囲の騒音に妨害されて聞き取れないことがあり、小学校などで座席が後ろの方であったりすると、教室の騒音等により教師の話が正確に聞き取れないことがあります。
- 上記のことから、言語力が伸びにくかったり、学習面での問題が生じたり、周囲とのコミュニケーションでトラブルが生じたりすることもあります。
- 補聴の必要性も含めて慎重に対処が行うことが大切です。

◆平均聴力レベル40～60 dBの聴覚障がいは、通常の話し声を1.5～4.5 m で聞き取ることができます。

【子どもの様子及び教育的対応例】

- 言語習得前に障がいが生じた場合でも、家庭内での生活上の支障は見逃されやすいです。
- 言語発達の障がいを来して学習面での困難を生じ得るため、適切な補聴の上で教育的な配慮が必要です。
- 本来、難聴特別支援学級等の対象となる子どもは、この程度の難聴であり、特別な教育課程を要する子供であれば難聴特別支援学級での指導、通常の学習が可能な子供で一部特別な指導を要するなら通級による指導を考えることとなります。

◆平均聴力レベル60～90 dB の聴覚障がいは、通常の話し声を0.2～1.5 m で聞き取ることができます。

【子どもの様子及び教育的対応例】

- 補聴器の補聴が適正であれば、音声だけの会話聴取が可能である場合が多い。
- 言語習得前に障がいが生じた場合、障がいの程度や言語環境の違いなどで言語発達の状態は様々ですが、注意しなければわずかな生活言語を獲得するととどまる場合もあるので、適切な補聴器の装用と教育的な対応が不可欠です。

◆平均聴力レベル90 dB 以上の聴覚障がいです。

【子どもの様子及び教育的対応例】

- 言語習得期前に障がいが生じた場合には、早期からの適切な教育的対応は必須です。

* 1：「就学事務の手引き」とは、平成26年4月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」のことで。

【聴覚障がいのある子どもたち】

実は、学習で困っていませんか？ どれだけ把握していますか？

○教育的な観点から

- 教室内の雑音下での聞こえ方、補聴機器装用時の聞こえ方について
- 聞こえにくい場所や場面があることと、その時の様子について
- 本人、教員、周囲の児童生徒の難聴への理解について
- 補聴器、人工内耳を装用してからの聞こえ方の学習が必要であることについて
- 教育的配慮の内容について
 - ・聞きながら書く難しさや、学習集団での突然の話し声の聞き取りの難しさ、教師が板書しながら話をする場合の聞き取りにくさ等への配慮、聞きやすい話し方、視覚情報提示 など
- 話せるから同じように聞こえているわけではないことについて
- 聞こえない場合の対応について
- 一側性難聴の児童生徒への配慮について

○医学的な観点から

- 配慮すべきことについて
 - ・補聴器や人工内耳等の機器の扱い方、管理方法（故障しないために、紛失しないために）
 - ・人工内耳装用児童生徒のサッカーや剣道
 - ・人工内耳に触れる際、静電気が起きないようにする
- 定期的な受診や補聴器の点検の必要性について
- 聞こえるということについて
 - ・聴力検査の「聞こえる」と、会話から「言葉を聞き分ける」ことは異なること
 - ・音は減衰する（距離が離れると音は小さくなる）こと
 - ・補聴器や人工内耳には指向性（マイクが拾う音源の方向を定める）を設定する場合があること
 - ・人工内耳には、拍や音感の難しさがあること

○心理学的な観点から

- 「困っている」と言えない理由について
 - ・教育的配慮をされることへの抵抗感
 - ・いつ、何に困っているかわからない
 - ・話の途中で「もう一度」と聞き返すことへのためらいを感じている
- みんなが理解していて、自分はわかりにくい環境にいる場合の心理について
 - ・一斉指示後にそれぞれが行動するとき、授業中などみんなが笑っているときの不安、疎外感

参考：サポートブック乳幼児編「きこえない！」でも大丈夫 全国早期支援研究協議会編（平成 25 年）軽度・中等度難聴サポートブック新版・きこえにくいお子さんのために…全国早期支援研究協議会編（平成 26 年）

まずは、学習する様子をよく観察したり、本人に聞いたりすることが大切です。さらに、センター的機能^{*2}も活用し、専門的な視点からの助言をもらうことで、その子が最大限に学ぶことができる学習環境を整えることができます。



*2：センター的機能とは、学校教育法第74条において、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めるものとされています。福島県にある各特別支援学校については、『第1章I(4)「特別支援学校とは」』をご覧ください。 福島県特別支援教育センター